

役員等報酬規程

社会福祉法人笑優会
ぷらむ保育園富谷

社会福祉法人笑優会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人笑優会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び幹事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めたものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員等及び評議員選任・解任委員、第3者委員に対して報酬を支給する。理事長業務（専決業務等）、評議員会、理事会、監査、指導監査立会、苦情解決業務、その他の会議（以下会議等する）に出席した場合に日当を支給する。役員等及び評議員選任・解任委員、第3者委員であることに対する報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等及び評議員選任・解任委員、第3者委員が理事長の指示又は理事会の委任を受け会議等に出席した場合、費用を弁償する。但し、施設管理者等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 笑優会法人役員旅費規程に基づき、その実費相当額を支給する。

(日当の支給)

第4条 役員等及び評議員選任・解任委員、第3者委員が理事長の指示又は理事会の委任を受け会議等に出席した場合、日当を支給する。但し、施設管理者等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 笑優会法人役員旅費規程に基づき、会議等に出席した役員等及び評議員選任・解任委員第3者委員に日当を支給する。

(退職金の支給)

第5条 役員等はその任期を満了し業務を全うし退任した場合、理事長の場合は100,000円、その他の役員等に対しては50,000円の退職金を支給する。任期が1期以上で健康上の理由により退任した場合はそれぞれの半額を支給する。但し、施設管理者等の施設職員が役員の場合は支給しない。並びに、評議員選任・解任委員、第3者委員に対しては支給しない。

(改廃)

第6条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1 この規程は、平成30年3月18日から施行する。